

空き家・空き地バンク に登録しませんか？

この制度は、空き家・空き地の有効活用をしたい所有者と、それを利用したい者が空き家・空き地バンクに登録し、双方合意のもとで空き家・空き地の活用をし、移住・定住の促進と地域の活性化を図るものです。



「家」は人が住まないと
どんどん傷んでしまいます

大切な家を、必要としている誰かに、大切に使用してもらいませんか？

※状態によっては、ご登録いただけない場合があります

空き地バンクもあります

対象：宅地、宅地並みの評価を受ける雑種地
(個人が居住を目的として建物を建築することができる土地)

※建築制限等問題があれば登録できない場合があります



「空き家・空き地バンク」について、お知りになりたい時は...



武雄市移住支援サイト

<http://takeo-ijyu.jp/>

まずは、ご相談ください！



武雄市 建築住宅課 空き家対策係

TEL: 0954-23-9221 FAX: 0954-23-7585

MAIL: ken-ijyu@city.takeo.lg.jp

空き家・空き地バンク 登録の流れ

① 空き家対策係に相談

まずはご相談ください。
担当者が物件の状態や大まかな概要をお聞きます。

② 空き家・空き地バンク登録申込み

《 空き家 登録時提出書類 》

1. 登録申込書(様式第1号)
2. 登録カード(様式第2号)
3. 土地及び建物の登記事項証明書
4. 字図

《 空き地 登録時提出書類 》

1. 登録申込書(様式第1号)
2. 登録カード(様式第2号)
3. 土地の登記事項証明書
4. 字図
5. その他土地に関する書類(測量図等あれば)

※共有者の同意書(共同名義や土地と建物の名義人が違う場合)
※委任状(登録手続きについて申込者が代理人を立てる場合)

③ 現地調査

宅建協会の担当者が伺います。原則、提供者の方の立ち合いをお願いします。遠方の方で立ち合いが難しい場合は、代理の方の立ち合いをお願いします。

④ 登録された物件を、市のホームページに掲載

入居希望者があった場合、その情報の一部を所有者さまへ公開します。
提供者の方の情報は公開しません。
※市は希望者への情報提供は行いますが、斡旋・仲介は行いません。

よくある質問

Q1. 家屋に家財道具がまだあるが、登録の時は家財を片付けておかなければならない？

A. いいえ。物件登録の際は、家財道具はそのままでも構いません。特に売買物件の場合は、売値に家財道具の処分を考慮して売買金額を設定することもあります。

Q2. 売価や賃借料の金額のつけ方が分からない！

A. 申請された物件を調査する際に、佐賀県宅建協会の会員(市内不動産業者)と一緒に調査を行いますので、その際におおよその相場金額を教えてください。

Q3. どんな家・土地でも、登録できる？

A. いいえ。申請後の調査で居住に適さないと判断された家屋や、地目が宅地以外の土地または著しく狭い・広い土地は住居用に適さないため、登録はできません。

Q4. 契約交渉に空き家対策係も入るのか？

A. いいえ。空き家対策係では情報提供を行いますが、交渉に関しての斡旋・仲介行為は行いません。所有者と利用希望者双方の責任において進めてください。

ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください



武雄市 建築住宅課 空き家対策係
佐賀県武雄市武雄町大字昭和12-10
TEL:0954-23-9221
MAIL:ken-jyu@city.takeo.lg.jp